

番号：150345

国名：ミャンマー

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム

案件名：法整備支援プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年6月下旬から2015年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1. 35M/M、現地 0. 87M/M、合計 2. 22M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	第一次現地調査期間	国内作業期間	第二次現地調査期間	帰国後整理期間
7日	8日	10日	18日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2015年6月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 15点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ミャンマーでは、2011年3月に新政府が発足して以来、「民主化」、「経済改革」、「少数民族との和平」を3つの柱とした改革が、精力的に進められている。法・司法セクター改革による法の支配の確立は、これら改革を進める上での不可欠な要素として認識されており、特に、2015年のASEAN経済共同体の共同設立に向けた市場経済化促進・投資環境整備のための法・司法制度の整備が喫緊の課題とされている。現行のミャンマー法は、英領インドで形成されたインド法典を移植した法規の集成に、1958年までの制定法をも組み込んだ「ビルマ法典」が、ビルマ式社会主義時代及び軍政時代を通じ、一部を除いて維持されている。特に民商事法分野においては、現代の複雑・高度化した市場経済に合致しない前時代的な内容を含む法律が多く残存しているほか、場当たり的な法令整備が行われてきた結果、法制度全体が体系化されておらず、法令同士の抵触やオーバーラップが見られる。このような問題は、法の適用・運用の不透明性につながり、ミャンマーにおける投資やビジネスの展開を考慮する際に求められる透明性や予測可能性を著しく低下させている。

法・司法関係機関においては、法令の起草に関して、法令の所管・関係省庁（国家計画・経済開発省、商業省、内務省等）の法的な資質のあるスタッフが不足している上、法案起草のためのトレーニングの機会も極めて限定されている。法案起草に関する助言・審査などを担当する法務長官府においても、研修プログラムにこれら研修は十分には組み込まれておらず、専門的な知見・ノウハウを取得する機会は限られている。さらに、司法を担う裁判所は、ビルマ式社会主義時代及び軍政時代において、裁判所としての役割が限定されていたことから、今後のミャンマーの急激な環境変化に対応するための準備がなされているとは言えず、司法分野の意識改革もまた、法の支配の実現に向けた課題となっている。

このような背景から、ミャンマーの法・司法関係機関における、社会経済及び国際標準に則した法令の整備及び適切な運用が行われるための組織的・人的能力の向上が、ミャンマー政府が掲げる経済化促進・投資環境整備などの改革を推進していく上での最重要課題の一つとなっている。

このような背景からミャンマー政府は我が国に対し、法務長官府の法案審査、法的助言の能力向上、最高裁判所、その他関係省庁・機関の法案作成能力の向上、及び法務長官府、最高裁判所における人材育成の環境基盤を整備（職員研修制度、カリキュラム、テキスト等の改善）することにより、時代に適合した法整備、運用を行うための組織的・人的能力の向上を図り、もって将来の自立的、持続的な法令の整備及び適切な運用、さらには、法の支配の確立、民主化、経済改革に寄与することを目的として、「法整備支援プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）の実施に係る支援を要請した。JICAは2012年12月及び2013年2月に詳細計画策定調査を実施し、2013年8月に討議議事録（R/D）に署名した。

本プロジェクトは、2013年11月から2016年11月までの予定で実施中である。現在、長期専門家として、弁護士専門家（指導科目：法案作成/法令審査/法的助言/人材育成）、検事専門家（指導科目：法案作成/法令審査/法的助言/人材育成）、業務調整専門家（指導科目：業務調整/援助協調）の3名を派遣中である。

今回実施する中間レビュー調査は、3年間のプロジェクト期間の折り返し地点を迎え、プロジェクト活動の実績、実施プロセス、成果及び目標の達成見込みを確認するとともに、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からレビューを行う。また、その結果を踏まえ、今後のプロジェクト活動に対する提言や活動方針等を検討し、必要に応じてプロジェクト期間の整理も行いつつ、プロジェクト関係者間で合意をすることを目的とする。

なお、本中間レビュー調査は、現地調査期間を2回に分けて実施する。第一次現地調査では、プロジェクト関係者及び他ドナー等へのヒアリングを通じて情報やデータの収集・整理・分析を行うことが中心となる。同調査は、本業務従事者のみで実施する。また、第二次現地調査は第一次現地調査の結果を踏まえ、

レビュー結果や今後のプロジェクト活動に対する方針等についてミャンマー側との協議を行うことが中心となる。同調査は、第2週目は当機構の調査団員及び法務省調査団員を含む全団員で実施する（第1週目に当機構の調査団員が参团する可能性もある。）。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年6月下旬）

- ① ミャンマーにおける法整備分野の協力に関する既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット達成の見込み、プロジェクト目標達成の見込み等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- ⑤ ミャンマーの法・司法改革、司法アクセス改善、人権の保障の改善等に関する既存の報告書等をレビューし、現時点の状況を整理、分析する。整理、分析に当たっては、本プロジェクトの終了時評価及びプロジェクト終了後のインパクトサーベイの際に用いる指標の洗い出しに留意する。
- ⑥ ⑤のレビューを通じ情報収集のための訪問予定先を洗い出し、質問票を作成する。現時点で想定される訪問予定先は下記のとおり。

【想定訪問先】

- ・マンダレー管区の Law Officer や Judge の中で、Rule of Law Centre の Training を受けた者
 - ・国家計画経済開発省・投資企業管理局（MNPED・DICA）
 - ・科学技術省（知財部門）
 - ・商業省
 - ・国会事務局
 - ・国会法案委員会
 - ・ミャンマー商工会議所
 - ・弁護士（ミャンマー人弁護士及び日本人弁護士等）
 - ・弁護士団体（市民団体）
 - ・高等教育機関
 - ・UNDP
 - ・USAID
 - ・ADB
- ⑦ 対処方針会議等に参加し、調査内容等につき報告を行う。

(2) 第一次現地調査期間（2015年6月下旬～7月上旬）

- ① JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③ ミャンマー側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット達成の見込み、プロジェクト目標達成の見込み等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 終了時評価及びプロジェクト終了後のインパクトサーベイの際に資するベースラインを確定することを目的とし、ミャンマーにおける法・司法改革、司法アクセス改善、人権の保障の改善等に関する現在の状況を確認するため、ミャンマーの法・司法分野の改革に取り組んでいる現地関係機関及びその支援を行っているドナー等に対するヒアリング等の情報収集を行う。第一次現地調査期間においては、ネーपीドーに所在する訪問先についてはヒアリングを実施し、その他訪問先については質問票の配布を行うこととする。
- ⑥ 国内準備期間並びに上記④及び⑤で得られた結果をもとに、中間レビュー第一次現地調査結果報告書（和文）を作成する。
- ⑦ 第一次現地調査結果を JICA ミャンマー事務所等へ報告する。

(3) 国内作業期間（2015 年 7 月上旬～中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、第一次現地調査期間の調査結果を報告する。
- ② 国内準備期間並びに第一次現地調査期間で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価 5 項目の観点から予備的中間レビューを行い、予備的中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ③ 国内準備期間⑤及び第一次現地調査期間⑤の調査内容を整理し、JICA と協議の上、追加の情報収集を行う訪問予定先を洗い出し、質問票（英文）を作成する。
- ④ 対処方針会議等に出席し、予備的中間レビュー報告書（案）を報告する。

(4) 第二次現地調査期間（2015 年 7 月中旬～8 月上旬）

- ① JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ② 国内作業期間で取りまとめた予備的中間レビュー報告書（案）（英文）をもとに、他の調査団員及びミャンマー側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、合同中間レビュー報告書（案）（英文）の取り纏めを行う。
- ③ 調査結果や他団員及びミャンマー側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ④ 合同中間レビュー報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、協議議事録（M/M）として、取りまとめることに協力する。
- ⑤ 評価 5 項目（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑥ 第二次現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。
- ⑦ 国内作業期間③を踏まえ、ミャンマーにおける法・司法改革、司法アクセス改善、人権の保障の改善等に取り組んでいる現地関係機関及びその支援を行っているドナー等に対する追加のヒアリング等の情報収集を行う。

(5) 帰国後整理期間（2015 年 8 月中旬～8 月下旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 中間レビュー調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。
- ④ ミャンマーにおける法・司法改革、司法アクセス改善、人権の保障の改善に関する調査結果（終了時評価及びプロジェクト終了後のインパクトサーベイに関する留意点や、将来の協力の方向性の検討に資する情報の整理等を含む。）（案）（和文・英文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（5）のすべてとする。

- (1) 中間レビュー第一次現地調査結果報告書（和文）

- (2) 合同中間レビュー報告書（案）（英文）
- (3) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）
- (4) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- (5) ミャンマーにおける法・司法改革、司法アクセス改善、人権の保障の改善に関する報告書（終了時評価及びプロジェクト終了後のインパクトサーベイに関する留意点や、将来の協力の方向性の検討に資する情報の整理等を含む。）（和文・英文）

上記（１）～（５）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい。）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は第一次現地調査として2015年6月28日（日）～7月5日（日）、第二次現地調査として7月19日（日）～8月5日（水）を予定しています。

第一次現地調査は、本業務従事者のみで実施します。また、第二次調査期間の内、7月26日（日）～8月2日（日）については、当機構の調査団員を含む全団員が同日程で実施します（場合によっては一部の当機構調査団員が第二次現地調査の全日程に参団する可能性もあります）。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 法整備支援1（JICA）
- エ) 法整備支援2（JICA）
- オ) 法・司法制度（法務省）
- カ) 評価分析（コンサルタント）

また、本中間レビュー調査実施時に派遣中の専門家は以下のとおりです。

- ア) 弁護士専門家（指導科目：法案作成/法令審査/法的助言/人材育成）
- イ) 検事専門家（指導科目：法案作成/法令審査/法的助言/人材育成）
- ウ) 業務調整専門家（指導科目：業務調整/援助協調）

③便宜供与内容

当機構ミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇔ミャンマー語の通訳を提供（場合によって日本語⇔ミャンマー語の通訳となる場合があります）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

ネーपीドーにあるプロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム（TEL:03-5226-6941）にて配布します。

- ・ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）
- ・PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）及び当機構法整備支援ポータルサイトにて公開されています。

- ・ミャンマー国 ミャンマー法令に係る情報収集業務 ファイナルレポート
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000016998.pdf>）
- ・法整備支援の評価手法に関する調査研究・分析業務調査研究最終報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000016997.pdf>）
- ・アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査ファイナルレポート
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12150611.pdf>）

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、ガバナンス分野における業務経験があることが望ましいと考えています。

以上